

鬼北町低入札価格調査制度実施要綱の一部改正について

令和3年10月1日から施行することとなりました。

鬼北町低入札価格調査制度実施要綱(平成24年鬼北町告示第9号)新旧対照表

現行	改正後
<p data-bbox="280 491 517 523"><u>(落札者の決定等)</u></p> <p data-bbox="237 539 1106 762"><u>第5条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格以上の入札が行われた場合には最低の価格をもって入札した者を落札者とし、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には入札執行者は、入札者に対し、落札者の決定を保留し、後日結果を通知する旨を告げて入札を終了する。</u></p> <p data-bbox="280 922 546 954">(失格判断基準の適用)</p> <p data-bbox="237 986 1106 1209">第7条 第5条_____の規定にかかわらず、最低価格入札者が入札時に提出した工事費内訳書記載の各費目の金額が、別表第2に掲げる失格判断基準のいずれか一つに該当する場合は、資料の提出を求めることなく、当該入札を失格とする。ただし、この基準により難しいときは、この限りでない。</p>	<p data-bbox="1176 491 1413 523"><u>(落札者の決定等)</u></p> <p data-bbox="1133 539 2002 667"><u>第5条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格以上の入札が行われた場合には、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。</u></p> <p data-bbox="1133 683 2002 810">2 <u>調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対し、落札者の決定を保留し、後日結果を通知する旨を告げて入札を終了する。</u></p> <p data-bbox="1176 922 1442 954">(失格判断基準の適用)</p> <p data-bbox="1133 986 2002 1209">第7条 第5条第2項の規定にかかわらず、最低価格入札者が入札時に提出した工事費内訳書記載の各費目の金額が、別表第2に掲げる失格判断基準のいずれか一つに該当する場合は、資料の提出を求めることなく、当該入札を失格とする。ただし、この基準により難しいときは、この限りでない。</p>